山口県
ヤングケアラー支援ガイドブック

～ヤングケアラーの早期把握と支援のために～



令和8年7月

山　口　県

連携支援十か条

一　ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること

二　緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること

三　ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること

四　支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと

五　支援を主体的に進める者（機関）は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること

六　支援を進める者（機関）も連携体制において協力する者（機関）も、すべての者（機関）が問題を自分事として捉えること

七　各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと

八　既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること

九　ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけ、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること

十　円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

出典：有限責任監査法人トーマツ『多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル』（2022 年 3 月）

目　次

第1章　ヤングケアラーへの理解　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

1 ヤングケアラーとは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2 ヤングケアラーが置かれている状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3 なぜ、子どもがケアを担うのか　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4 ヤングケアラーが抱える課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
5 ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利　・・・・・・・・・・・・・・・・5
6 支援・見守りが必要なヤングケアラーとは　・・・・・・・・・・・・・・・・6

第2章　ヤングケアラー支援の体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

1 ヤングケアラー支援の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2 ヤングケアラー支援窓口の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
3 ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関　・・・・・・・・・・・・・・10

第3章　ヤングケアラーの把握　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

1 ヤングケアラーに気付くポイント　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
2 本人や家族の意思確認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3 意思確認の際の注意点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4 緊急性の判断　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
5 支援ニーズがない場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第4章　多機関連携による支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

1 多機関連携の必要性の判断　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
2 他の機関との情報共有における留意点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
3 ヤングケアラー支援窓口へのつなぎ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
4 連携先の確認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
5 多機関連携の個別ケース会議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
6 支援担当部門・機関による支援の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第5章　Q＆A　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18

参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20

本ガイドブックで使用する用語の説明

・ヤングケアラーは「ＹＣ」と省略して表記します（見出しを除く）。
・ヤングケアラーコーディネーターは「ＹＣＣ」と省略して表記します。
・要保護児童対策地域協議会は「要対協」と省略して表記します。

第1章　ヤングケアラーへの理解

「ヤングケアラー」とひと言で言っても、置かれている状況やケアの内容は家庭ごとに異なります。障害のある家族の入浴やトイレの介助のように、ケアとしてイメージしやすいものもあれば、認知症の家族の見守りや希死念慮のある家族のメンタルケアなど、常に緊張状態を伴うものや、家事、幼いきょうだいの遊び相手など、一見するとお手伝いと思われるものまで、多岐にわたります。

また、子どもがケアをする背景も、家庭の事情によってさまざまです。

この章では、ＹＣの定義や本県の現状、子どもの権利との関係など、ＹＣ支援にあたって押さえておくべき基本情報をまとめました。

1　ヤングケアラーとは

○子ども・若者育成支援推進法は、「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者**」として、ＹＣを、国・自治体等が各種支援に努めるべき対象としています。

○ＹＣと思われる子どもを見逃すことなく把握するためには、下図の「ＹＣが行っていることの例」にあるような生活を子どもが日常的に送っている可能性に気づけるよう、日頃から意識しておくことが重要です。

【ＹＣが行っていることの例】



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。



精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。



がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁ホームページ

○上図は一例にすぎず、この他にも、家族の**通院の同行**や、家族の悩みや不安を聞くといった**感情面のサポート**、幼いきょうだいの**保育所等の送迎**をしている場合もＹＣに含まれます。

○また、ＹＣ支援は子どもに限らず、18 歳以上も含めた切れ目のない支援が求められます。

※こども家庭庁ホームページ：https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer（最終閲覧日 2026 年 6 月 23 日）



ＹＣが担う「ケア」と「お手伝い」との違い

- お手伝いは、子どもの年齢や成長に見合った、「頑張ればできるようなこと」です。
- 一方、ＹＣが担っている家事や家族の世話は、お手伝いとして子どもが行うものとは異なり、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うなど、その責任や負担が重いものです。
- 「ケア」と「お手伝い」の明確な線引きは難しいですが、子どもが家事や家族の世話をしなければ家庭生活が維持できないようであれば、それは「ケア」と考えられます。

2 ヤングケアラーが置かれている状況

○家族の在り方が多様化する昨今において、ＹＣと思われる子どもが置かれている状況もさまざまです。その状況を理解することは、ＹＣである子どもへの理解にもつながります。

○本県で令和４年７月に実施した「ヤングケアラー実態調査」における調査結果の一部をご紹介します。

【ヤングケアラー実態調査結果概要】

調査内容	主な調査結果
ケアをしている家族の有無	●ケアをしている家族が「いる」と回答したのは、小学生 5・6 年生で 19.5%、中学生で 9.9%、高校生で 7.4%。
ケアを必要としている家族とその状況	●ケアの相手は「兄弟姉妹」、「母親」の割合が高い。 ●ケアの相手の状況は、父母は「わからない」、「その他」の割合が、祖父母は「高齢」、「わからない」の割合が、兄弟姉妹は「幼い」、「わからない」の割合がそれぞれ高い。
ケアの内容	●「家事」が最も多く、次いで「見守り」、「外出の付添い」、「感情面のサポート」、「きょうだいの世話／送迎など」、「身体的な介護」と続く。
ケアの頻度・時間	●頻度は「ほぼ毎日」の割合が最も高い。平日１日あたりのケアの時間は「１～２時間未満」が最も多いが、「７時間以上」と回答した割合も 5.9%ある。
やりたいけど、できていないこと	●世話を行うことで学校生活等に影響があると回答したのは、「特にない」、「不明（無回答）」を除くと、18.9%（1,419 人）であり、「自分の時間が取れない」、「睡眠が十分に取れない」、「宿題をする時間や勉強をする時間が取れない」、「友人と遊ぶことができない」が多かった。
過去の相談の有無	●過去にケアを必要としている家族のことや、ケアの悩みを相談したことが「ある」のは 14.3%、「ない」のは 61.4%。高校生になるほど「ある」の割合が少なくなる。
学校や大人に助けてほしいこと	●「特にない」が 53.4%で最も割合が高いが、助けてほしいこととしては「自由に使える時間がほしい」、「学習のサポート」、「自分の今の状況について話を聞いてほしい」の割合が高い。
ＹＣの自覚	●中学生、高校生では、ＹＣに「あてはまる」が 2.0%。

出典：山口県『ヤングケアラー実態調査報告書』（2022 年 10 月）

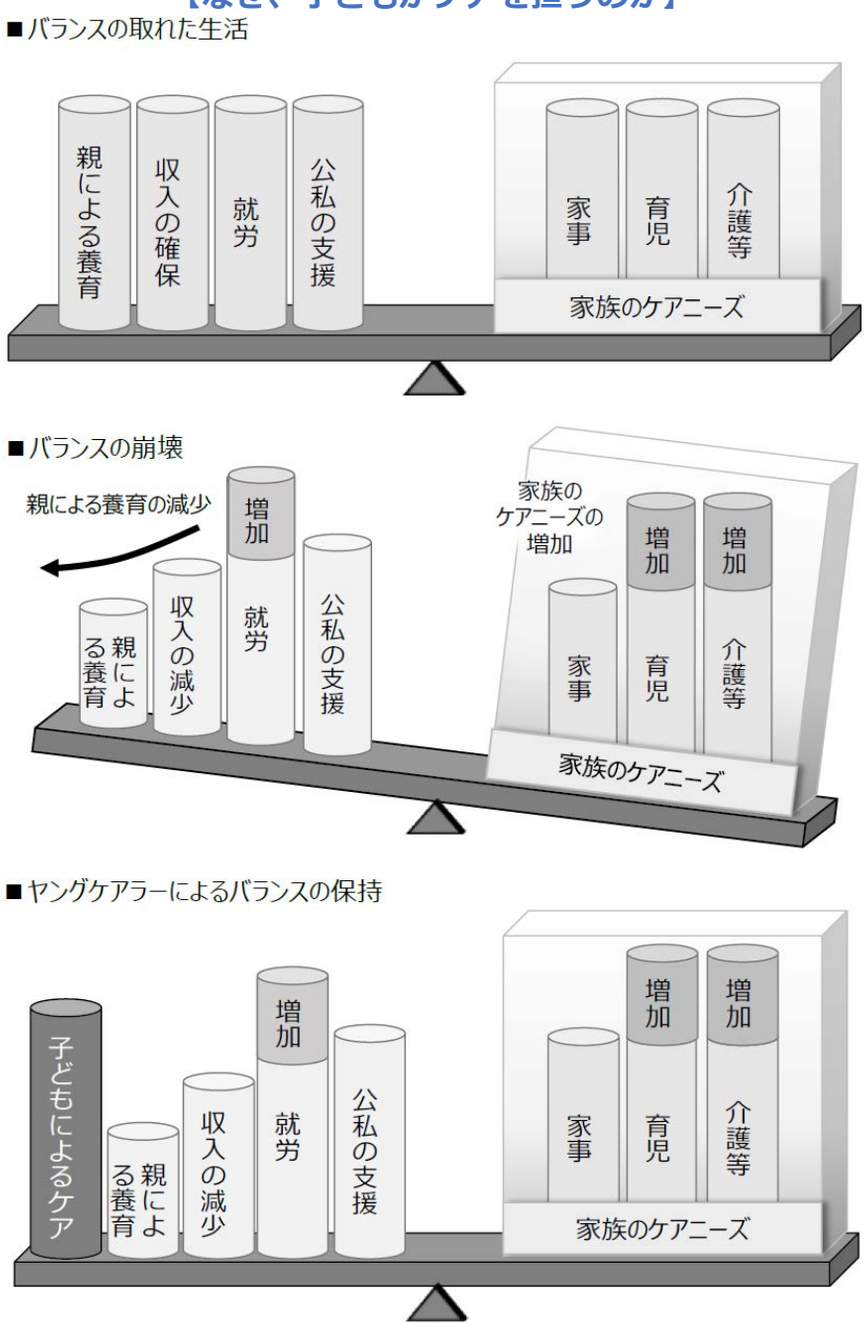
3 なぜ、子どもがケアを担うのか

○子どもがケアを担う背景には、核家族化、共働き世帯やひとり親家庭の増加、少子高齢化、地域のつながりの希薄化などからくる地域力の低下といった様々な要因があります。

○親の就労や養育・扶養機能と、家事・育児・介護等の家族のケアニーズとのバランスがとれている状態から、家族の病気や障害等で家庭内のケアニーズが増加したり、親の離婚や就労時間の増加等で大人が家庭にかけられる時間やエネルギーが減少したりすると、そのバランスが崩れます。そのバランスをとるために、子どもが家族を支える役割を担わざるを得ない状況が生じることがあります。

○一度この状態になってしまうと、バランスを保ち続けるために、子どもがケアを担い続けざるを得なくなります。

【なぜ、子どもがケアを担うのか】



出典：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社『ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）』（2020 年 3 月）

4 ヤングケアラーが抱える課題

○子どもが家事や家族の世話をすることは、家庭内での役割としてこれまでも一般的に行われてきたことであり、子どもの年齢や成熟度に合った家族のケアやお手伝いは、子どもの思いやりや責任感を育むなど、肯定的な面もあります。

○一方で、子どもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、過度な負担が続くと、**①子ども自身の心身の健康が保持・増進されない**、**②学習面での遅れや進学に影響が出る**、**③社会性発達の制限**、**④就労への影響**などが出てくることがあると報告されています。

○ここでいう過度な負担とは、実質的なケア時間や労働の負荷などの量的な負担だけでなく、本来大人が果たすべき責任や精神的な苦しさを伴うケアなどの質的な負担も含まれます。



質的な負担

- ケアの時間や負荷などの量的負担はイメージしやすいですが、精神的な苦しさなどの質的負担は想像しにくいかもしれません。
- ＹＣは、ケアをする家族が安心するように、感情面のサポート（ぐちを聞く、話し相手になるなど）を続ける場合があります。たとえば、病気に悩んでいる家族の話を聞いたり、希死念慮のある家族に対応したりなどです。
- ＹＣは、ケアをする家族を常に気にかけ、気配りし、いつも安定した状態を保てるように力を注ぐことを毎日のように続けます。トラブルが起きれば、状況によっては１人で対応しなければなりません。このようなケアは、専門家であっても容易なことではありません。
- また、「学校に行っている間に何かあったらどうしよう」などと不安を抱えている場合もあります。
- このように、子どもにとって家族の世話は、精神的な負担がとても大きい場合があります。

5 ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利

○ＹＣと思われる子どもの状況を理解する際、子どもの権利条約に定められた権利が守られているかといった視点も重要と言われています。

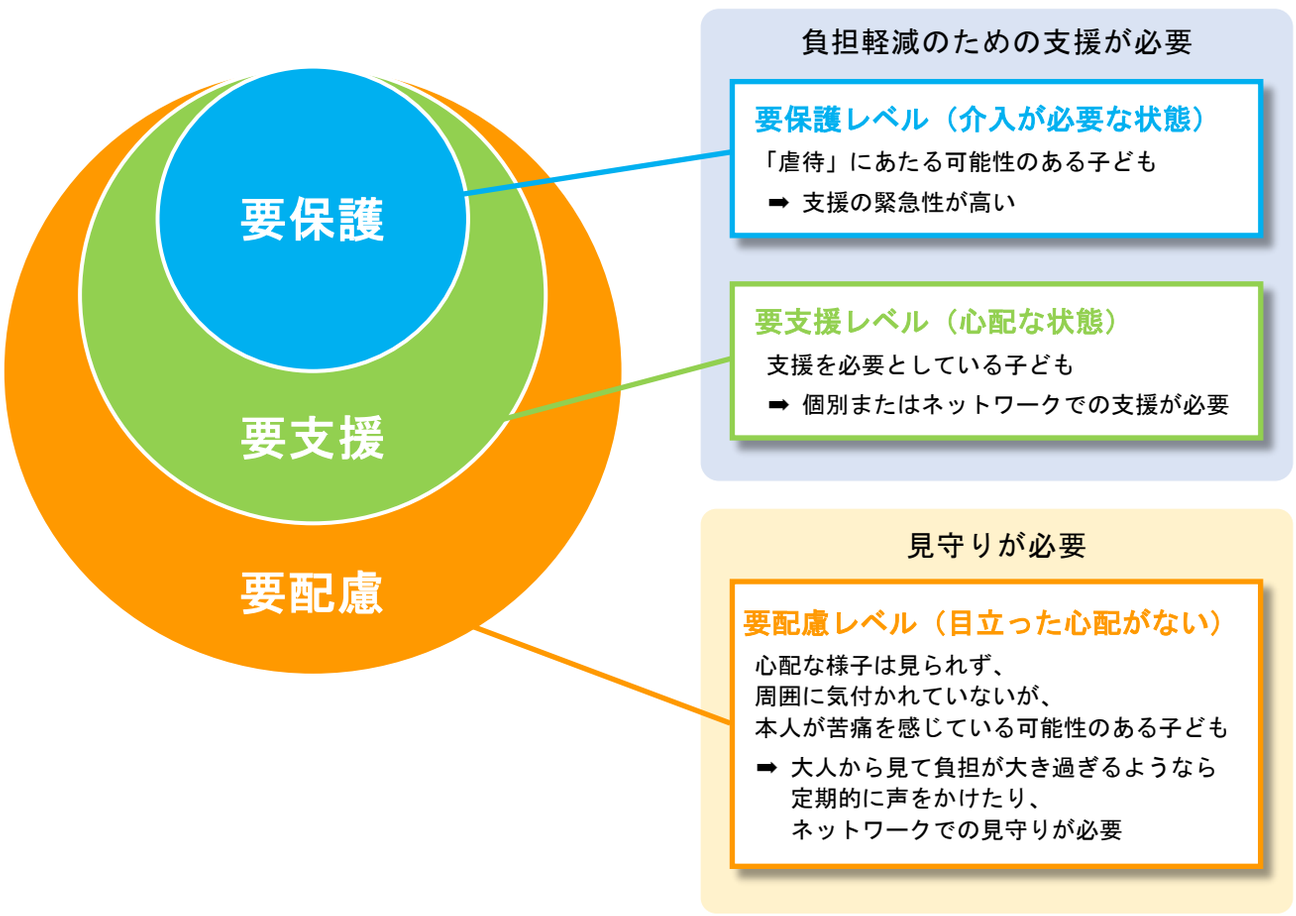
○子どもの権利条約では様々な子どもの権利が定められていますが、その中でもＹＣと関係が深いものとして、**①教育を受ける権利**、**②休み・遊ぶ権利**、**③意見を表す権利**、**④健康・医療への権利**などがあげられています。

○ＹＣの子どもたちは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつくれなかったりするなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があります。

6 支援・見守りが必要なヤングケアラーとは

○子どもの権利侵害が見られる場合には、その状況を改善し、子ども自身の権利を回復するための負担軽減の支援が必要となります。
○しかし、ＹＣが担うケアの量や質には幅があり、ＹＣ本人がケアについてどのように受け止めているかも様々であるため、支援が必要なＹＣを一律に線引きすることは難しいところです。
○そのため、本ガイドブックでは、「すべてのＹＣ＝支援が必要な子ども」と捉えるのではなく、本人・家庭の支援の必要性、緊急性、状況に応じ、「要保護」「要支援」「要配慮」の３段階に分け、「要保護」「要支援」について負担軽減の支援が必要と捉えることとしています。
○また、現時点では「要配慮」レベルで支援が必要ない状況であったとしても、将来的にケアニーズが増大し、子どもが負担を抱える可能性もあるため、定期的に本人・家族の状況や意思を確認することが大切です。

【支援の必要性・緊急性の判断】



出典：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社『ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）』(2020年３月)13頁の図及び西南学院大学人間科学部教授安部計彦氏『知ることから始まる？　ヤングケアラーの支援』（2022 年 11 月 19 日開催，山口県ヤングケアラーへの理解を深めるシンポジウム）を基に作成

ＹＣが抱えている悩み

●県が実施した実態調査では、ケアのことを相談した経験が「ない」という答えや、助けてほしいことは「特にない」という答え、世話をしているために、やりたいけれどできていないことは「特にない」という答えが大半でした。

●一方で、家族の世話をしている子どもの多くが、相談しても無駄だと思っていたり、世話をすることは当たり前で、自分の気持ちより家族を優先していたりすることも考えられます。

●元ＹＣの体験談や国等の調査から、ＹＣが抱えている悩みの例を集めましたので、ＹＣと接する際の参考にしてみてください。

◆家族の病気や障害のこと

・知らない間に、知的障害のある家族がトラブルに巻き込まれないか心配。
・学校に行っている間に、認知症の家族が迷子になったり事故に遭ったりしないか心配。
・家族が自殺していたらと思うと不安で、学校に行けない。

◆家事や家族の世話のこと

・家族の病気や障害のことや、どう世話をしたらいいかが分からない。
・日本語が話せない家族の通訳をしているけれど、お医者さんの言葉をうまく通訳できているか自信がない。
・家事のやり方が分からない。



◆勉強や部活のこと

・ケアで忙しくて勉強する時間がないため、学校の勉強や受験勉強が遅れてしまう。志望校のランクを落とすしかない。
・運動部に入ったけど、親が働けないからお金がなくて、遠征費用が出せないから辞めた。



◆自分の心や体の調子のこと

・アルバイトを入れまくって休む時間が少ないから、朝起きられずに遅刻したり学校を休んだりしてしまう。授業中も居眠りをしてしまう。
・何となくしんどい。

◆友だちのこと

・家事が忙しくてＳＮＳを見る時間がないから、友だちの輪の中に入りづらい。

◆将来のこと

・ケアが必要な家族のそばに居てあげたいので、高校や大学に進学するのは難しい。
・大人になってもケアが続くのではないか。
・障害のあるきょうだいのケアをしているが、親が亡くなったら自分一人でケアしないといけない。

◆その他

・家族がこころの病気になって、暴力を受けたり暴言を浴びせられたりして困っている。
・家族が病気で働けないので、家計が苦しくて不安がある。
・自分の今の状況や、ケアについて相談できる人がいない。

第2章　ヤングケアラー支援の体制

ＹＣが担うケアの量や質には幅があり、ＹＣがケアについてどのように受け止めているかも様々です。また、ＹＣ支援についても、学校での支援（先生からの寄り添い支援等）、地域での支援（介護現場等からの見守り）、公的サービスの利用など多岐にわたります。

まずは、支援・見守りが必要なＹＣを見逃すことなく把握し、高齢、障害、疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭等といった家庭の状況に応じ、適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなげられるよう、必要に応じて分野の垣根を超えた多機関連携を行います。

この章では、ＹＣ支援の一般的な流れの全体像をまとめました。

1　ヤングケアラー支援の流れ

○ＹＣだと気付いても、気付いた機関やその職員がＹＣの負担を軽減するサービスを提供できるわけではありません。ＹＣに必要な支援を届けるためには、「ＹＣを把握し、支援につなぐ」という一連のアクションが円滑に流れることが重要になります。

○また、ＹＣである子どもが抱える問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。そのため、子どもがＹＣの状態におかれている背景を把握し、子どもの状況を少しでも改善していくためには、子どものみならず、家族全体を捉える視点が重要です。

○ＹＣ支援の流れとして、本ガイドブックでは、下記のような経過をたどることを想定しています。

【ＹＣ支援の一般的なフロー】



2　ヤングケアラー支援窓口の役割

○ＹＣ支援窓口とは、①ＹＣ支援における連携に係る調整（コーディネート）、②ＹＣ支援のケース管理などの役割を担う機関です。

○支援が必要なＹＣが適切な支援を受けられるように、ＹＣ支援窓口がどこの機関・部署であるかを明確にしておく必要があります。

○どこの機関・部署をＹＣ支援窓口とするかについては、地域の規模や実情に応じて決めることになりますが、本ガイドブックでは、児童虐待事案等を取り扱う要対協の既存の枠組みを活用することを想定しています。

○把握したＹＣを、要対協調整機関につなぎ、要対協登録ケースと同じ仕組みの上で管理します（要対協調整機関については、第４章の３を参照）。

要対協とは

- 要対協（要保護児童対策地域協議会）とは、要保護児童の適切な保護のほか、要支援児童や特定妊婦への適切な支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関です。児童福祉法により、地方公共団体はその設置に努めることとされています。
- 要対協には、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関を置くこととされています。
- 要対協を構成する各機関等は、子どもとその家族に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応していくこととされています。また、各機関等には守秘義務が課されています。

ＹＣ支援において要対協に求められる役割

①ＹＣの概念について、構成機関に対して周知し、実態把握に努めること。

②要対協に登録されている子どもや、新規に登録を検討する際や、その支援方針を検討する際には、ＹＣではないかという観点から家族の要介護者等の有無やその支援の状況、子どもの学校の出欠状況など家族全体の状況を関係機関と共有してアセスメントすること。

③ＹＣは、学校からの情報を契機として要対協にケース登録される割合が高いことに留意の上、学校・教育委員会との情報共有に努めること。

④支援方針を策定する上で、家族に要介護者等がいる場合には、その介護・世話等の実態を踏まえた上で、家事援助や介護保険サービス、障害福祉サービスなど適切な支援につなげていくよう留意するとともに、高齢者福祉、障害福祉部局などの関係部署との連携を図ること。

参考：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知『要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について』（令和元年７月４日付子家発 0704 第１号）

山口県ヤングケアラー専門相談窓口

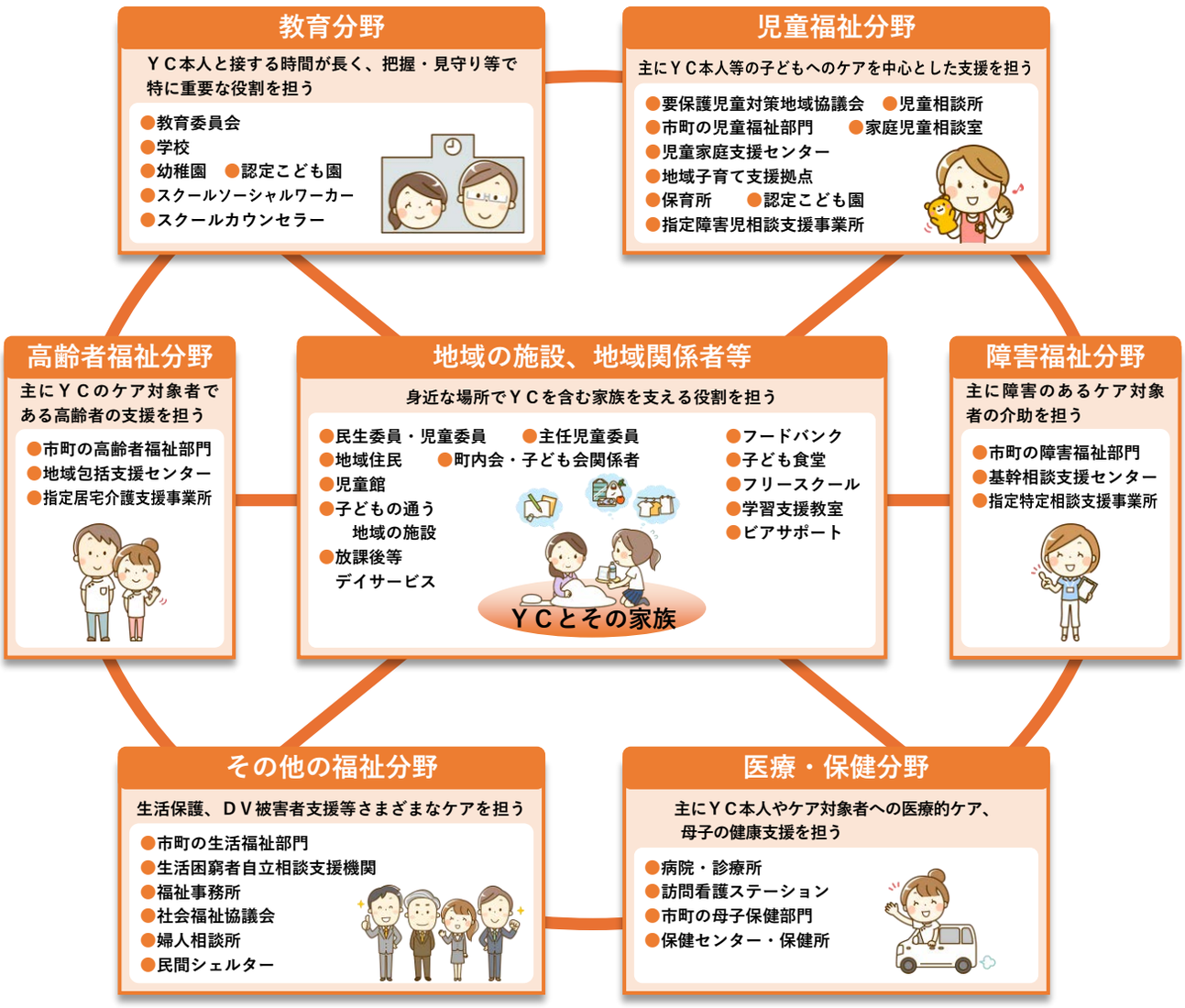
- 山口県では、ＹＣ専門の相談窓口を開設しています。
- ＹＣの子どもやその家族、地域の方などからの相談をワンストップで受け付け、関係機関と連携して、適切な支援につなげます。
- 関係機関からの要請に応じて子どもの面談に応じたり、支援担当者からのＹＣ対応に関する相談に対応したりすることも可能です。

電話相談	0120-85-1177	24 時間受付 通話料無料
メール相談	youngcarer@s-seikouen.com	24 時間受付
来所相談	こども家庭支援センター清光 （住所：山口市阿知須 1448 番地）	要予約

3 ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関

○ＹＣがおかれている状況は多岐にわたり、ＹＣやその家族が望む支援も様々であるため、支援するためには分野の垣根を超えた多機関連携が必要となる場合が少なくありません。
○個別具体的なケースに応じて、連携先を検討する必要があります。

【ＹＣ及びその家族を支える関係機関】



※この他にも、雇用関係分野は、ハローワークや新卒応援ハローワーク、地域若者サポートステーション等の就労支援機関が、ＹＣが自立して社会生活を送るための就労支援を担う。

出典：有限責任監査法人トーマツ『多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル』（2022 年３月）19頁の図を基に作成

第3章　ヤングケアラーの把握

ＹＣ支援の入口は、身近な子どもについて「ＹＣかもしれない」と気づくことです。

ＹＣを見逃さないこと以外にも、安心して相談してもらえるような信頼関係を築くことや、ＹＣの気持ちを尊重し、支援を急がないことも重要です。

この章では、ＹＣを把握する段階において留意してほしいポイントをまとめました。

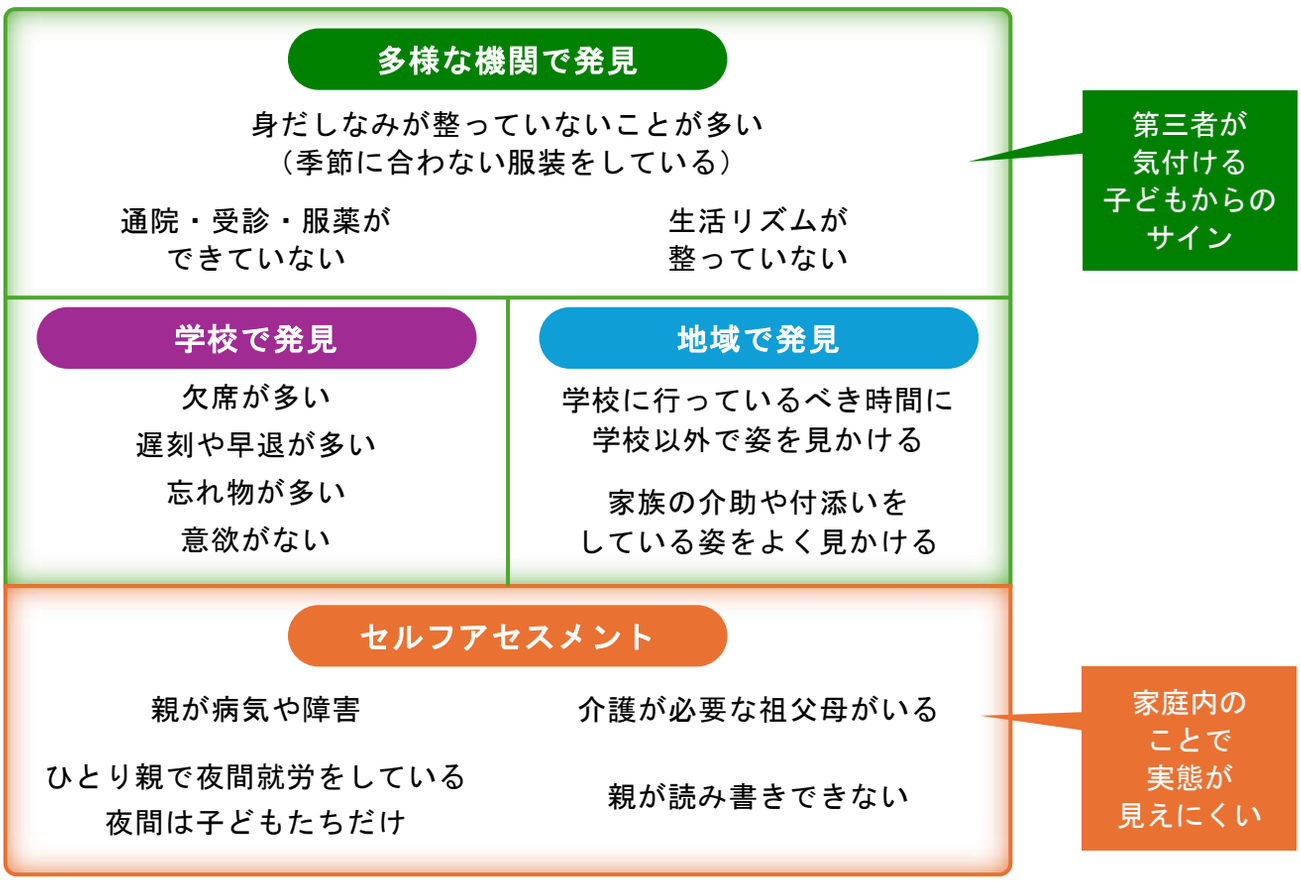
1　ヤングケアラーに気付くポイント

○ＹＣは、身近な課題である一方、家庭内の問題として表に出にくい面があります。また、子ども自身やその家族がＹＣの状態にあることを認識していなかったり、子ども自身が家族のことを隠したいと考えていたり、あるいは家族から口止めされていたりする場合があるといった理由により、ＹＣの把握が難しいケースもあります。

○ＹＣの存在に気付くためにまず必要なことは、様々な機関・部署の担当者が、「ＹＣがいるかもしれない」ということを常に意識して日々の業務にあたることです。支援を必要としているＹＣは、「客観的に把握できる子ども」だけではありませんが、そのような子どもを少しでも多く把握するためには、子ども自身や学校、その他、多様な関係機関の理解・協力が必要です。

○ＹＣに気付くきっかけの例を、参考資料の１で紹介しています。

【多様な視点からＹＣを把握する】



出典：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社『ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）』(2020 年３月) ７頁の図を基に作成

2 本人や家族の意思確認

○ＹＣと思われる子どもを把握した場合、本人や家族の状況や希望を確認することになります。
○確認した結果、明らかに危機的状況が認められる場合には、早急に緊急対応機関に連絡を入れるなどの緊急介入を行います。
○緊急で介入する必要がないことが分かったとしても、ＹＣと思われる子どもや家族がつらい状況にあるなどの場合には、支援につなげる必要があります。
○ただし、周囲の大人からの視点では必要に思われたとしても、子どもや家族が支援を望まない場合があります。そのため、ＹＣ支援を考えていく際には、家族の状況や子どもが担う家庭内の役割のほかに、ケアが子どもの生活や生き方にどのように影響しているのか、子どもがケアをすることについてどのように考えているのか、支援が必要であると考えているのかといったことも、子ども本人や家族から十分確認することが望まれます。
○意思確認には、日ごろから子どもの様子を見ていてよく知っていたり、信頼関係が構築されていたりするような、学校関係者の役割が非常に重要となります。

誰が意思確認を行うのか

- 日頃から子どもと接する時間が長い程、変化に気づきやすいです。その点、学校はＹＣを把握しやすい立場にあり、ＹＣ本人にとっても、日頃から接している学校の先生の方が話しやすい場合が多いです。
- 学校に限らずとも、まずはＹＣを把握した機関が本人や家族から話を聞くのが望ましいです。

確認しておきたい情報

- ＹＣや家族などが行うケア内容や時間を把握し、必要なケアの全体像とＹＣが担っている部分を整理する。
- ＹＣの生活状況を把握するほか、平日と休日のスケジュールも大まかに把握する。
- ＹＣの身体的、精神的健康状態を把握する。
- 教育を受ける権利、休み・遊ぶ権利など子どもの権利が守られているかを把握する。
- 子どもがケアを行っている状況についての認識（日常になっている、精神的につらい、役に立てることがうれしい等）を把握する。
- 支援ニーズ（「こうなりたい・こうしたい」と思うこと）があるかを把握する。



3 意思確認の際の注意点

○ＹＣ本人への意思確認の際に注意しておきたいことは、**子ども一人一人の気持ちに寄り添うことが重要**ということです。

○ＹＣが担うケア（家事や家族の世話）の内容や質が多様であるように、ＹＣである子ども本人のケアに関する認識や想いも多様です。子どもの気持ちとずれた発言をして、子どもが傷ついてしまい、子どもが心を閉ざしてしまう場合もあります。

○「この子はＹＣかもしれない」と思っても、いきなり**ＹＣであると決めつけるかのようにケアの状況や困り感を聞くことは避ける**必要があります。また、**ケアを行っていることを否定したり、逆に過度に評価したり、家庭の状況をよく知らないまま励ましたり、助言したりすることも避ける必要があります。**

○支援ありきで接するのではなく、子どもと同じ目線での「対話」の姿勢を心がけます。あくまで子どもとその家族の意思を尊重し、**安心して相談してもらえる関係を築けるように寄り添い、タイミングをみて話を聞きます**。

ＹＣのケアに関する認識や想い

- ケアをすることが当たり前だと思っていて、ＹＣの自覚がなかったり、支援の必要性に気が付いていない子どももいる。
- 周りから期待されてケアを行っている子どももいる。
- ケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のためにケアをしたいという想いを持っている子どももいる。
- 家族に病気や障害を抱えた人がいることを恥ずかしいと捉えている場合や口止めされている場合もあり、家庭のことは隠すべきものと思っている子どももいる。
- 「支援を受ける」ことに対する抵抗感があったり、「支援を受けている」ことを恥ずかしいと思っていて、「支援が必要な家族がいる」、「支援を受けなくてはいけない家庭状況である」ということを周囲に知られたくない子どももいる。
- ケアをしている状況について、かわいそうと憐れまれることを嫌がる子どももいる。
- ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、子どもにケアを担わせているという理由で家族が責められることで、傷つく子どももいる。

ＹＣの気持ちに寄り添う

- ＹＣである**子ども・家族の尊厳を大事にし、これまでの取り組みに対して敬意を払う**（子どもやその家族の価値観を受け止める）
- ＹＣである**子どもの事も、ケアの対象となる家族の事も、ともに大事な存在**だと考え、心配している、という姿勢を持つ
- 緊急の場合を除き、**支援につなげることを焦らない**（会って**話をする回数をできるだけ多く**し、**日常的な会話の延長で少しずつ尋ねていく**ことが望ましい）
- 子どもと同じ目線での**「対話」の姿勢**を持つ（決めつけや、予断を持って相手を見ない）
- **信頼関係が深まっていく中で、ようやく明らかになることがある**ことを意識しておく（最初は本音を語らない、語れない場合がある）

4 緊急性の判断

○意思確認の際、たとえば、「本人の自傷他害のような言動が見られる」、「何日も食事をとれていない」、「何日も眠れていない」、「下着などの身なりが長期間ひどく不衛生」、「極端に不潔な環境の中で生活している」など、健康状態を損なうような状況が見られる場合があります。

○子ども本人や家族の命、心身に危険が及んだりするような可能性があれば、速やかに児童相談所や市町児童福祉担当課、医療機関（精神科や小児科など）に連絡を入れるなどの緊急介入を行います。



児童虐待とＹＣとの関係

- 児童虐待の１つに「ネグレクト」があります。ネグレクトは、保護者としての監護を著しく怠ることで、育児放棄や育児怠慢とも言われます。ＹＣの全てが必ずしもネグレクトを受けているわけではありませんが、保護者に代わって家事や家族の世話を行っていることで、結果的にネグレクトの状態となってしまう場合があります。
- また、家事などがうまくできなかったＹＣが保護者から叩かれたり酷い叱責を受けたりした場合には、それが「身体的虐待」や「心理的虐待」に当たる場合があります。
- 児童虐待として対応する場合、ケースによっては児童相談所による一時保護を検討する必要があります。

【児童虐待の通告・連絡先】

児童相談所虐待対応ダイヤル

※お近くの児童相談所につながります。

いちはやく **189**

5 支援ニーズがない場合

○ＹＣの状態にあると思われる場合であっても、本人やその家族に支援ニーズが確認できない場合、無理に支援につなげることは避け、子どもの様子を見守るようにします。意思確認をした時点では、支援の必要性を感じなかったとしても、後で子どもから相談にくる可能性も考えられます。相談先として、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、自治体の相談窓口、県のヤングケアラー専門相談窓口を紹介しておくことも効果的です。

○現時点で支援ニーズが確認できなくとも、子どもの成長、家族の状況の変化等で支援ニーズが生じる場合もあります。そのため、日ごろからの見守りや声掛けなどによって、何かあればいつでも相談してほしい、というメッセージを伝え続けることが求められます。

○支援ニーズの有無にかかわらず、本人が気軽に悩みや心配事を話せたり、素直な気持ちを表出できる関係を持った大人が、子どものそばにいることが望ましいです。

第4章　多機関連携による支援

ＹＣ支援では、子ども本人への支援に加え、ケアを必要とする家族や、家族全体を支援する視点が重要です。家族が支援されることで、結果的に子どものケアの量的・質的負担は減少します。ＹＣ支援の第一歩は、ＹＣの家族を適切な医療・福祉サービスにつなぐことからで、家族の状況に応じた既存の支援の組み合わせが重要になります。

しかし、多くの場合、ＹＣを把握した機関が、ＹＣの家族を直接支援できるとは限らないことから、必要な支援につなぐための多機関連携が必要になってきます。

この章では、多機関連携において留意してほしいポイントをまとめました。

1　多機関連携の必要性の判断

○必ずしもすべてのケースにおいて他の機関と連携して支援を行う必要はありませんが、ＹＣのおかれている状況が、経済的困窮や要介護（介護が必要な状態）、精神疾患など、様々な課題が複合的に絡みあっている場合には、関係機関が連携して、組織横断的に取り組むことが求められます。

○また、学校などの教育分野の機関は、ＹＣを把握しやすい立場ではありますが、ＹＣ家庭の問題を解決することは困難であることから、福祉・医療分野の機関の関与を要請することが必要です。

○自機関で解決できるか否かの判断に迷う場合は、状況が深刻化する前の段階で、連携して支援を行う必要性や可能性について、市町のＹＣ支援相談窓口やＹＣＣに相談してみてください。

2　他の機関との情報共有における留意点

○ＹＣへの支援を検討するにあたり、個人情報を関係機関と共有する際の前提として、ＹＣ本人やその家族から同意を得ることが必要となります。

○子どもであっても、年齢や発達の状況に応じて意思を表明する権利があります。そのため、情報共有に当たっては、ＹＣ本人である子どもの意向を確認し、同意を取ることが重要な視点です。また、ＹＣ本人である子どもの同意を得た後、保護者の同意を得ることが望ましいです。子どもの同意が得られない場合は、緊急性等から総合的に判断して対応を検討します。

○本人やその家族から同意を得る際には、例えば、「同じことを何度も話すのは大変だと思うので、私からお伝えしてもよろしいですか。」と情報を共有することのメリットを伝えたり、情報共有先でも個人情報は守られることを伝えたりすることで安心してもらえるよう配慮することが考えられます。

3 ヤングケアラー支援窓口へのつなぎ

○支援ニーズをもつＹＣや支援対象のＹＣであって、他の機関・部署と連携した支援が必要であると判断され、情報共有の同意が得られた場合、各市町のＹＣ支援窓口（要対協調整機関）と情報共有します。

○ＹＣ支援窓口と情報共有する際には、そのことをＹＣ本人である子どもにも説明します。



個人情報の取扱い

- 子どもや家族の同意が得られない場合でも、要対協の枠組みにおいてＹＣ支援ケースを取扱う場合は、構成員に情報を共有することができます。また、児童福祉法第２１条の１０の５第１項に基づき市町に情報提供する方法が考えられます。
- 既存の会議体において、構成員における守秘義務に関する規定が設けられている場合は、その会議体において情報を共有することが考えられます。
- ＹＣが何らかの支援事業に参加する場合、その参加申請の際に、あわせて支援に必要な場合に個人情報を関係機関に共有することについて同意を取得する方法もあります。
- 上記を除き、自機関で入手した個人情報を他の機関に共有する場合、ＹＣである子ども本人や家族の同意を得ることが求められます。

（児童福祉法第２１条の１０の５第１項）

病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

4 連携先の確認

○ＹＣ家庭に多機関が連携して支援するにあたっては、ＹＣ支援窓口が主体となり、各機関を横断して情報を集約したり、サービス利用を調整したり、各機関同士の橋渡し役を担うことになります。

○ＹＣを把握した機関から情報共有を受けたＹＣ支援窓口は、ＹＣの所属機関や負担軽減につながるサービス等を踏まえて、連携先の機関を検討・確認します。

5 多機関連携の個別ケース会議

○ＹＣ支援窓口が中心となり、課題の共有と支援計画の検討のため、関係機関・専門職が集まってケース会議を行います（ケースによっては、重層的支援会議や校内ケース会議等その他の会議体でケース会議を行う場合もあります）。

○ＹＣの支援を検討する際、できる限りＹＣを含む家族の状況を正確に把握しておくことが重要です。検討に必要な情報は次のようなものがあります。関係機関・専門職がこれらの情報を共有し、アセスメントを行い、支援方針、支援目標、支援計画、役割分担を検討します。

【ＹＣの支援を検討する際に必要な情報】

情報の種類	情報の具体例
ＹＣ本人に関する情報	●担っているケアの内容、時間数、時間帯 ●平日と休日の大まかなスケジュール ●教育面に関する状況（通学状況、学習時間、進路相談状況など） ●社会的活動の状況（遊び、部活動など） ●身体的健康状態、精神的健康状態 ●今の状況についての認識 ●やりたいと思っているができていないこと、困っていること ●これまでの相談状況 ●支援を受けることの意向　など
ケアを必要としている家族に関する情報	●必要なケア内容 ●疾患や障害などの状況 ●受けている支援内容や時間 ●携わっている支援機関 ●支援を受けることの意向　など
その他の家族に関する情報	●担っているケアの内容 ●支援を受けることの意向　など

6 支援担当部門・機関による支援の実施

○支援計画に沿って各機関が支援を行います。

○支援が入ったとしても、ＹＣがケアを必要としている家族と同居をしている場合、子どもが担うケアがなくなるということは考えにくいです。また、ケアから解放されたり、ケアを軽減されたりすることに対する罪悪感や不安を抱く場合もあります。そのため、各支援者が地域と連携をしながらＹＣを気にかけ、必要に応じて声掛けをするなどのメンタル面でのサポートや見守りが必要です。

○定期的にケース会議を設けて、ＹＣを含む家庭の状況を確認していくとともに、本人やその家族の状況に変化があった場合や、支援がうまくいっていない場合には、支援計画を再検討します。



普段の何気ない会話にもアンテナをはる

- ＹＣとの何気ない会話の中で発せられた言葉からも、家庭の状況をうかがい知ることができます。たとえば「昨日、寝られなかった」、「バイトを増やした」、「洗濯物、間に合わなかった」、「部活辞めたいな」などです。
- 何気ない言葉なので、ＹＣとは関係ない場合もありますが、もしかすると何か背景があるのかもしれません。気になる言葉が聞かれたら、詳しく聞いてみるとよいでしょう。

第5章　Q＆A

支援が必要なＹＣであるかどうかの判断が難しいのですが。

○ＹＣかどうか厳密な判断に捉われる必要はありません。
○周囲の大人から見て「子どもの権利が侵害されている状態だ」と明らかに判断される場合には、改善のために関わる必要がありますが、一方で、子どもには「意見を表す権利」もあります。
○まずは、その子どもや家庭の状況とともに、子ども自身の思いを聞くことが大切です。家族の世話について子どもと一緒に考えていくうちに、子どもから何らかのニーズが確認された場合には、子どものニーズを満たせるよう、負担軽減の支援を検討することになります。
○また、今は負担がそれほどでもない子どもでも、将来的に負担を抱えるかもしれませんので、定期的に子どもの思いを確認するようにします。

本人がＹＣと気付いていない場合、どのように対応したらよいでしょうか。

○ＹＣの中には、ＹＣだと認めたくない子どもや、ＹＣだと言われて傷つく子どももいますので、必ずしもＹＣだと認識させる必要はないと考えます。
○ＹＣ支援の特徴の一つとして、本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることは難しいという点があります。
○ＹＣであると決めつけるような関わりは避ける必要があります。
○話を聞いてもらう機会や、そもそも誰かに話を聞いてもらうという選択肢自体を持ち合わせていない可能性も踏まえながら、本人のことを気にかけ、心を開くまで寄り添い、タイミングをみて話を聞く等して本人を支えることが大事になります。

子どもに質問をしたところ、「困っていることはない」という返事しか返ってきませんが、どうしたらよいでしょうか。

○本当に困っていない場合、困っているけれど素直に話せない場合、困っていることに気付けていない場合など様々な状況が考えられます。
○家族を支えることを生きがいとしている子どもがいるなど、ＹＣだからといって、すべての子どもが周囲の手助けを求めているとは限りません。ただし、今困っていない場合であっても、子どもの成長や家族の状況の変化によって、いつ子どもがつらい状況におかれるかはわかりません。
○また、第三者に家族のことを話すことで、家族に影響があるかもしれないと考え、素直に話せない子どももいます。
○そのため、「困っていない」という返事があった場合には、まずはその想いを受け止めます。その後、見守りや声掛けを通して、いつでも気にかけている、何かあれば相談してほしい、というメッセージを伝え続けるとともに、子どもが相談しやすいような関係性を日頃から構築しておくことが求められます。

個人情報を関係機関と共有することについて、本人や家族の同意が得られない場合はどのように対応すればよいでしょうか。

○緊急の場合や要対協への登録ケース等の場合を除き、本人や家族の同意が得られるまでは、個人情報を他の機関に共有することはできません。
○その場合、個人が特定されない形で、専門機関に対応方法を相談することが考えられます。
○そのほか、周囲の大人ができることとして、①子どもにとっての選択肢を増やすこと、②子どもが素直な気持ちを表出できる関係を持った人が子どものそばにいる環境を作ることが挙げられます。
○子どもに選択肢を提示したとしても、子どもが素直に支援ニーズを他の人に伝えられない場合もあります。
○また、仮に必要な支援につながったとしても、子どもの気持ちに十分に寄り添うことができていない場合、子どもに心の傷を残してしまう場合もあります。「君はＹＣだからそこまで頑張らなくていい」と言われ、自分がしてきたことを否定されたように思ってしまう子どももいます。
○支援につなげることを焦らず、子どもの気持ちに寄り添うことが重要です。
○なお、児童虐待と判断できるケースで同意が不要な場合であったとしても、子どもの気持ちに配慮することは必要です。

ＹＣの家庭が支援を拒否する場合は、どのように対応すればよいでしょうか。

○ＹＣに限らず、支援が必要な状態でも支援を拒否する場合は少なくありません。むしろ、支援が必要な家庭ほど、支援を抵抗することが多いという声もあります。
○行政から突然「支援する」と連絡や訪問があった場合、本人や家族が警戒感を抱くことは自然な反応です。長期的な視点で本人や家族との関係構築を図り、本人や家族から相談してもらえるような関係を目指すことが求められます。
○本人や家族に寄り添う伴走型の支援を心がけ、時間をかけて本人や家族と信頼関係を構築していきましょう。
○場合によっては、別の機関の職員が連絡したり訪問したりすることで、状況が変わり支援につながる場合もあります。ケース会議などで関係機関と情報を共有しあうことも大切です。
○子どもが希望する際には、子どもが家庭から離れる時間、機会を作ることも必要になります。例えば、宿題をする時間は学校などで確保することも考えられます。

参考資料

1 各分野でヤングケアラーに気付くきっかけの例

教育・保育（学校、保育所等）

- □ 授業中の集中力が欠けていたり、居眠りをしていることが多い
- □ 欠席が多い、不登校である
- □ 遅刻や早退が多い
- □ 保健室で過ごしていることが多い
- □ 提出物が遅れがちになってきた
- □ 持ち物がそろわなくなってきた
- □ しっかりしすぎている
- □ 優等生でいつも頑張っている
- □ 子ども同士よりも大人と話が合う
- □ 周囲の人に気を遣いすぎる
- □ 服装が乱れている
- □ 児童・生徒から相談がある
- □ 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている
- □ 保護者が授業参観や保護者面談に来ない
- □ 幼いきょうだいの送迎をしている

高齢者福祉（高齢福祉事業所、地域包括支援センター、自宅等）

障害福祉（障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター、相談支援事業所、自宅等）

- □ 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
- □ 日常の家事をしている姿を見かけることがある

生活保護／生活困窮（福祉事務所、生活困窮者自立支援機関、自宅等）

- □ 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある（生活保護担当職員による対応等）
- □ 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる

医療（病院、診療所、自宅等）

□ 平日に学校を休んで付き添いをしている
□ 来院時の本人の身なりが整っていない、虫歯が多い
□ 往診時等に、家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある

地域

□ 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
□ 毎日のようにスーパーで買い物をしている
□ 毎日のように洗濯物を干している
□ 自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している
□ 民生委員・児童委員による訪問時に家族を世話している
□ 子ども食堂での様子に気になる点がある

就労（勤務先等）

□ 生活のために（家庭の事情により）就職している
□ 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている

その他

□ ごみがたまるなどの問題が発生している
□ 家賃不払いにより自宅を退去
□ 子どもが親の通訳をしている
□ 教育支援センター（適応指導教室）で児童・生徒から家族のケアに関する相談がある
□ 児童家庭支援センター等において、家族のケアを行う子どもに関する相談がある

出典：有限責任監査法人トーマツ『多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル』(2022 年 3 月)、11～12 頁を元に作成

2 子どもの権利に関するアセスメント項目

○ＹＣに関係の深い子どもの権利である①教育を受ける権利、②休み・遊ぶ権利、③健康・医療への権利が侵害されている可能性がないかを確認する際のツールです。「★」がついている項目は、ＹＣである可能性が高い特徴です。

①教育を受ける権利

□ 欠席が多い、不登校 ★

□ 遅刻や早退が多い ★

□ 保健室で過ごしていることが多い ★

□ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある ★

その他の気になる点

□ 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い

□ 学力が低下している

□ 宿題や持ち物の忘れ物が多い

□ 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い

□ 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない

□ お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い

□ 部活に入っていない、休みが多い

□ 修学旅行や宿泊行事等を欠席する

□ 校納金が遅れる。未払い

□ クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりでいることが多い

□ 高校に進学していない

②休み・遊ぶ権利

- □ 幼稚園や保育園に通園していない ★
- □ 生活のために（家庭の事情により）就職している ★
- □ 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている ★
- □ 家族の介助をしている姿を見かけることがある ★
- □ 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある ★
- □ 幼いきょうだいの送迎をしていることがある ★

その他の気になる点

- □ 子どもだけの姿をよく見かける
- □ ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない
- □ 年齢と比べて情緒的成熟度が高い
- □ 極端に痩せている、痩せてきた

③健康・医療への権利

- □ 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ★
- □ 精神的な不安定さがある ★
- □ 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする） ★

その他の気になる点

- □ 表情が乏しい
- □ 家族に関する不安や悩みを口にしている
- □ 将来に対する不安や悩みを口にしている
- □ 生活リズムが整っていない
- □ 極端に太っている、太ってきた
- □ 極端に痩せている、痩せてきた
- □ 予防接種を受けていない
- □ 虫歯が多い
- □ 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）

出典：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社『ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書』(2020年３月)

各市町YC支援窓口（要対協調整機関）一覧

（令和８年４月１日現在）

市町名	担当課名	電話番号	内線
下　関　市	こども家庭支援課	083-231-1980	
宇　部　市	こども支援課	0836-34-8447	
山　口　市	子育て保健課	083-934-2960	
萩　　市	子育て支援課	0838-25-3259	
防　府　市	こども相談支援課	0835-25-2414	
下　松　市	こども家庭課 (こども家庭センター「ハピスタくだまつ」)	0833-45-1873	
岩　国　市	こども家庭課	0827-29-5076	
光　　市	こども家庭課 (こども家庭センター　きゅっと)	0833-74-5910	
長　門　市	子育て支援課 (こども家庭センター　ここいく)	0837-23-1225	
柳　井　市	こどもサポート課	0820-22-2111	324,325
	こども家庭センター	0820-23-1294	
美　祢　市	子育て支援課	0837-52-5228	
周　南　市	あんしん子育て推進課	0834-22-8550	
	ヤングケアラーコーディネーター(コミュニティハウスびぃゆう内)	0834-51-7765	
山陽小野田市	子育て支援課	0836-82-1175	
	こども家庭センター	0836-82-2527	
周防大島町	福祉課	0820-77-5508	
和　木　町	保健相談センター	0827-52-7290	
上　関　町	保健福祉課	0820-62-0184	
田布施町	町民福祉課	0820-53-2525	
平　生　町	町民福祉課	0820-25-1884	
阿　武　町	健康福祉課	08388-2-3115	

ヤングケアラーが相談できる窓口

山口県ヤングケアラー専門相談窓口

☎ 0120-85-1177

メールでの相談はこちらから▶

毎日24時間受付（年中無休）

ＹＣやそのご家族など、ＹＣに関することであれば、どなたでも相談できます。匿名での相談も可能です。

つながるやまぐちSNS相談

こちらから友だち登録して相談▶

毎日24時間受付（年中無休）

ＹＣをはじめ、家庭のことや親子関係などに悩みを抱える保護者や子どもが気軽に相談できる、ＬＩＮＥによる相談窓口です。

参考文献

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社『ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）』（2020 年 3 月）

有限責任監査法人トーマツ『多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル』（2022 年 3 月）

有限責任監査法人トーマツ『児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き』（2023 年 3 月）

有限責任監査法人トーマツ『ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック』（2023 年 3 月）

有限責任監査法人トーマツ『ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）』（2025 年 3 月）

こども家庭庁『ヤングケアラーについて』（https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer）（最終閲覧日 2026 年 6 月 23 日）

こども家庭庁『ヤングケアラー　特設サイト』（https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/）（最終閲覧日 2026 年 6 月 23 日）

山口県『ヤングケアラー実態調査報告書』（2022 年 10 月）

山口県『ヤングケアラーへの理解を深めるシンポジウム』（2022 年 11 月 19 日開催）

山口県『ヤングケアラーへの支援を学ぶ研修会』（2023 年 10 月 27 日開催）

山口県ヤングケアラー支援ガイドブック
～ヤングケアラーの早期把握と支援のために～
令和 8 年 7 月版

発行　山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課
〒753-8501　山口市滝町 1 番 1 号　TEL：083(933)2744
令和 6 年 3 月　初 版 第 1 刷発行
令和 8 年 7 月　改訂版第 1 刷発行


山口県